

議事日程(第5号)

平成21年6月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第54号 高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第55号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第53号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第57号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第58号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 請願第2号 町道楠木三線の道路改良に関する請願
- 日程第9 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書
- 日程第10 発議第2号 独立行政法人国立病院機構宮崎病院の存続・拡充と、医師・看護師等の増員に関する意見書
- 日程第11 発議第3号 労働環境の整備、改善を図るための関係法令の抜本的な改正を求める意見書
- 日程第12 発議第4号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書
- 日程第13 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第14 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第15 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第54号 高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第55号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第53号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第57号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第58号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 請願第2号 町道楠木三線の道路改良に関する請願
- 日程第9 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書

- 日程第10 発議第2号 独立行政法人国立病院機構宮崎病院の存続・拡充と、医師・看護師等の増員に関する意見書
- 日程第11 発議第3号 労働環境の整備、改善を図るための関係法令の抜本的な改正を求める意見書
- 日程第12 発議第4号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書
- 日程第13 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第14 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第15 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（15名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
5番 水町 茂君	6番 大庭 隆昭君
7番 柏木 忠典君	8番 矢野 友子君
10番 岩崎 信也君	11番 八代 輝幸君
12番 徳久 信義君	13番 中村 末子君
14番 春成 勇君	15番 永谷 政幸君
16番 時任 伸一君	17番 山本 隆俊君
18番 後藤 隆夫君	

欠席議員（1名）

3番 池田 堯君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 曾我部義雄君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 正崎 博君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君
税務課長 …………… 田中 義基君	上下水道課長 …………… 芥田 秀則君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

まず、池田議員が本日まで体調不良で欠席の申し出が出ております。報告を申し上げておきます。

日程第1. 議案第52号

日程第2. 議案第54号

日程第3. 議案第55号

○議長（後藤 隆夫） それでは、早速ですが、日程第1、議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてから日程第3、議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括議題といたします。

本3件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めたいと思います。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） おはようございます。平成21年第2回定例議会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第52号、議案第54号、議案第55号中、関係部分の3件であります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、6月11日、12日に第1委員会室に総務環境常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案に対する説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第52号高鍋町税条例の一部改正についての説明を受け、審査に入り、委員から、住宅貸付金等特別税額控除についての現行制度と改正との質疑がありました。経過措置的な現行の特別控除と異なり、緊急な経済対策としての減税であるとの説明でした。また、現行制度は控除を受けるために町に申告をしなければならなかったが、この改正では申告を必要としないとのことで、2つの制度の規定の一本化による条文改正との答弁でありました。

また、長期譲渡所得の特別控除についての説明を受け、委員より、21年、22年取得の特別控除では、買い占め等の懸念はないだろうかとの質疑に、5年を超える長期譲渡ではその点は考えられないだろうとの答弁でありました。

条例の一部改正についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第54号高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての説明を受け、審査に入り、委員より、150件の債務負担契約中、長期契約可能

85件となると、事務簡素化はどのようなことが考えられるかとの質疑に、3月末契約の集中業務が避けられることは大きいとの答弁でありました。

委員より、長期契約による事務引き継ぎの誤りは懸念されないかとの質疑に、契約は複年だが、予算は単年度であり、債務負担行為は行われるので、誤りは避けられると考えているとの答弁でした。

討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）の関係部分についての説明を受け、審査に入りました。

総務関係。

AEDのパッド6箇所の交換について、委員より、使用されていない物でも交換されるのかとの質疑に、パッドの使用年数が2年であり、人命にかかわるものであるだけに、不使用の物でも交換するとの答弁でした。

緊急雇用創出事業臨時特例基金による青パト乗務員の採用条件について、委員より質疑があり、年齢や資格については特別になく、警察による講習を受けてからの乗務になるとの答弁でありました。

同事業による災害時要援護者リスト作成業務について、委員より、1名雇用で9カ月間で完成するのかとの質疑に、健康福祉課や社会福祉協議会等の台帳をもとに、地域の協力などを願い、浸水区域より率先し、全町域に進める予定であるとの答弁でした。

政策推進課関係。

ふるさと納税による町内4校への備品購入費について、委員より、机・いすはどのくらい購入できるのかとの質疑に、20個ぐらいの購入と思われるが、せっかくの納税者の意を酌んで何か形のあるものに有効活用したいと、4校へ配分となった。机・いすが優先されると思われたので購入費としたとの答弁でした。

また、委員より、この机・いすはどういう理由で購入したのかを児童生徒には伝えられるのかとの質疑に、児童生徒にきちんと伝え、写真等も納税者へお礼とともに送ろうと計画している。児童生徒にもふるさと納税の趣旨を理解してもらい、将来にもつなげたいとの答弁でした。

委員より、定額給付の申請はどれくらい終わったかとの質疑に、97%が終了し、あとの3%についての業務となっているとの答弁でした。

町民生活課関係。

一般廃棄物最終処分場の委託料についての説明に、委員より、総括質疑で債務負担行為とすべきではないかとの質疑があったがとの問いに、川南漁協との覚書の文面からすると、稚魚放流は双方の協議に基づいて決めることになっており、必ずしも漁協に対して債務の負担を負うという性質のものではないと判断している。河口においても放流を業者委託したこともあり、これは町の委託業務である。毎年度金額等について漁協との協議を行うことになっているので、債務負担行為は起こしていないとの答弁がありました。

委員より、漁協との協議についての質疑があり、漁協より最終処分場の閉鎖を要望されているとの答弁があり、閉鎖されても、排水に関しては継続されることであり、水質管理はやらなければならないとの説明でありました。

また、処分場西側の空き地の埋め立てに国より佐土原バイパス下の道路工事が出る土3,000立方メートルをもらい受け、使用する予定だが、漁協よりその土の検査をするよう要求されたので、検査をすることとしたとの説明がありました。

エコクリーンプラザへの貸付金について、委員より、返還の時期についての確認があり、裁判決着のあった時点で協議がなされ、貸付金の返還があるとの答弁でありました。

国民投票に伴うシステム構築委託について、委員より、選挙との違いについての質疑があり、国民投票法によるシステム構築であり、日本国憲法の改正についての国民投票の手続を行うものとの答弁でした。

討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第52号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務環境常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 14番。おはようございます。本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分の審査の経過と結果について報告いたします。

日時は6月11日から6月12日の2日間です。審査の場所は第3委員会室、審査は産業建設常任委員全員であります。関係課長、農業委員会局長、職員の出席を求め、審査を行いました。なお、請願第2号町道楠木三線の道路改良に関する請願の現地調査を行ってまいりました。

まず、農業委員会でございますが、歳出として農業委員会費、今回の補正は人事異動に伴う人件費の調整で、交付金事業費を837万1,000円、事務局費を1万1,000円の増額を行うものであります。

次に、産業振興課でございますが、歳出の主なものは、農林水産業費むらづくり交付金の中で、兀の下線の境界が確定できなくて施工箇所を変更し、南牛牧線測量設計費462万円、工事請負費388万円に予算を組み替えました。

次に、林業振興費の松くい虫防除委託事業費委託料4万円を補正しました。

質疑に入り、林業振興費477万6,000円プラス補正4万円、合計481万6,000円の内訳はに対し、答弁として、国の補助金121万7,000円、樹幹注入費53万3,000円、町の補助は306万6,000円になります。

次に、管理費が多いから切断することはできないのかという質疑に対し、保安林だから切断できないとのことでした。

次に、松にかびの被害が出ているがに対し、まだ原因がわからないとのことでした。

次に、平成21年度ふるさと雇用再生特別基金市町村補助事業、県より商工業振興費115万3,000円が補正され、町より商工会議所にそのまま補正されます。

商店街活性化事業計画連携業務委託料、スポーツイベント・文化行事等への地場産業振興会からの出店、門前朝市・夕やけ市等々の人件費です。

質疑として、補正は1年で終わるのかに対し、継続的に雇用をしてほしいという願いを持っているとのことでした。

次に、建設管理課でございます。

歳入の主なものは、国庫補助、交通安全施設整備事業補助金を地域活力基盤創造交付金に振りかえるものです。55%の補助率は変わらないので、交通安全補助金は7,150万円減、地域活力交付金が7,150万円の増でプラ・マイ・ゼロになります。

次に、住宅費補助金は、持田団地建てかえ事業で2,000万円が補助対象事業であり、2,000万円の40%で800万円増になります。

歳出として、東九州自動車道対策費、青木（1）線の道路改良事業として土地購入費を計上していたが、地元要望によって当初計画していた幅より広げてほしいとの要望があり、また、そのため、用地については、寄附採納したいとの申し出がありました。ただし、寄附用地の立木等の補償費が発生するため、今回土地購入費を補償費に振りかえるものです。81万円です。

質疑として、立木の補償費はどのようなものなのかに対し、木の種類と大きさで変わるということでした。

次に、町単独道路改良費、21年度予定の工事費、用地費を戸籍電算課のシステムの担保として21年3月議会の補正予算（第5号）で計上しましたが、執行しなかったため、今回改めて計上するものです。

質疑として、施行箇所はどこなのかに対し、蚊口（4）線と権現前茂広毛線であるとの

ことでした。

次に、交通安全施設整備事業及び地域活力基盤創造交付金事業については、これまで交通安全施設整備事業で整備していたものを、国の道路特定財源の一般財源化に伴い、地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備、その他の取り組みを支援し、地域の活力の基盤を創造することを目的に創設された地域活力基盤創造交付金事業に21年度より振りかえるものです。当初予算の交通安全施設整備事業で予定していた工事箇所については変更ありません。

質疑として、交通安全事業費と地域活性交付金に変わっただけなのに、なぜ1,182万1,000円の減になるのかに対し、主なものは人件費で、4人から3人になったのと、当初予算から期間が経過しており、状況が変わったということです。

次に、公園管理費、国の第2次補正による雇用失業状況が下降局面にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託して非正規労働者、中高年齢者等の一次的な雇用、就職機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施する。事業内容は、町内の公園、道路の草刈り、清掃、街路樹の剪定、河川等の美化作業を行うため、町シルバー人材センターに委託するものです。

質疑として、雇用情勢の悪化により失業対策の観点から、若者を雇用すべきではないかに対し、今回の緊急雇用創出事業は、辞職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等に対して就職の機会を提供することとしており、また事業の実施主体も、町による直接実施する場合とシルバー人材センター等に委託して行う方法があり、今回、シルバー人材センターに委託して実施する方向をとったということです。

次に、公園管理はどこをしているのかに対して、舞鶴公園、蚊口浜公園、町道草刈り、街路樹剪定、排水路草刈り、町道清掃など145万8,000円を計上しています。

次に、21年度建設予定の6棟のうちK棟木造平屋については、20年度建設分の執行残で発注を予定していたため、21年度当初予算には計上していなかったが、結果的には執行残で発注できなかったため、今回追加して計上するものです。2,500万円です。

以上で審査が終了し、採決の結果、議案第55号中関係部分、平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）1議案は、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

地域活力基盤整備事業ですね、これは交通安全対策事業とは違う、いわゆる幅広い利用

の仕方ができるということなのですが、具体的に地域活力基盤整備事業の取り組みについて何かほかにお聞きになっていらっしゃることはあるのかなのかということをお伺いしたいと思います。

そして、先ほど報告があった緊急雇用に関する問題ですね。これはシルバー人材センターに委託するということなんですけれども、確かに委員から質疑があったように、やはり若者の雇用を創出していくための一つのこれは問題提起ではなかったのかと、補正予算ではなかったのかと、国の、そういったことのおり、シルバー人材センターに一括してもし発注した場合、いわゆる若年層、中高年層というわけではなく、お年寄り、要するに年金をもうもらって、しっかりと生活基盤ができていらっしゃる方々がそういった、この雇用創出の予算を使っていかれての仕事になるかもしれないという予想は、そういった話し合いはどういうふうな形で出てきたんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 緊急雇用対策は別にこのことだけで、ほかにありませんでした。ちょっと暫時休憩します。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩します。（笑声） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

.....

午前10時27分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） そういう意見もありましたので、それでよろしいでしょうか。（「いいです。もう一つ」と呼ぶ者あり） もう一つ、まだあったか。

（笑声）（「交通安全のつけかえのやつがあったでしょう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）一応それだけです、ほかにありません。ほかに話してありません。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 以上で産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信也議員。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 10番。おはようございます。文教福祉常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は6月11日、12日の2日間です。審査は、池田議員急病のため、文教福祉委員4人で行いました。審査会場は第4委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。今回、本委員会に付託された議案は、議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分です。

初めに、教育総務課関係です。

緊急雇用推進対策として3件、学校支援員、東中労務雇い、西中労務雇いを雇用する説明があり、委員より、学校支援員はどのような仕事で、また、どのような資格を持ってい

るのかという問いに、行動障害の子供について支援するもので、特別な資格は必要とされていないとの回答でした。

さらに委員より、専門的な知識を持った人がよいのではと問われ、確かにそうであるが、学校の意見を取り入れているとの回答でした。

また、労務雇い、いわゆる用務員についての選考は、当事者の学校が行うのがよいのではという問いに、学校の意見を取り入れながら選考しているとお答えでした。

また、ふるさと納税のうち、納税者の意思で教育備品の予算がついていること、これを4校均等に各28万円予算化したことの説明がありました。

また、給食調理員は新しい配属でどのように働いているかとの委員からの質問に、1名が定年退職し、6名が新たな職場に配属された。それぞれの課長が指導しているが、思った以上に明るく頑張っているとの答弁でした。また、スクールアシスタントについても質疑がありました。

次に、健康福祉課関係です。

障害者自立支援対策臨時特別交付金事業について、これはコストがかかり過ぎ、収益がダウンした事業者に対する支援であり、新体制が進まないため、23年度までの継続になったとの説明に、委員より、23年度以降は大丈夫かとの問いに、事業所の運営も大変で、利用者の1割負担も大変である。工賃倍増計画についても、国の制度に基づくものであるが、県にこの状況を伝えたいとの回答がありました。

また、健康づくりセンターの看板はいつのものかとの問いに、以前の保健所のもので17年経過している。今回も柱はそのままであるとの説明でした。

国民健康保険特別会計繰出金の財政安定支援事業費は、国保税抑制のためとの説明もありました。

次に、社会教育課関係です。

緊急雇用創出事業で整理作業員と清掃作業員を雇用することについて、委員より、その仕事の内容を聞かれ、整理作業員は文化財出土品を担当し、清掃作業員は、城址、秋月墓地、湿原、古墳などの草刈りや赤ウミガメ産卵地の清掃などとの説明でした。

また、この需用費の中で、消耗品で草刈りに関するものをそろえたらなどの意見が出されました。

このほか、家老屋敷、みそ蔵の活用法、スポレク祭の時間外手当やスポーツセンターの修繕費についても提言がありました。

町民生活課関係では、国民年金システム改修委託に関して、ターンアラウンドシステムについての説明がありました。

すべての質疑が終わり、反対討論があり、採決の結果、議案第55号中、関係する部分は賛成多数で可決すべきものと決しました。

終わりに、表敬訪問について報告いたします。

表敬訪問は、東西4小中学校、児湯教育事務所、児湯福祉事務所、高鍋保健所、南九州

大学に伺いました。小中学校では4校とも校長先生が、雨漏りや備品についての要請がありました。これらについて、本委員会は、今まで以上に教育長や教育委員会との関係を密にしなければと思いました。また、南九州大学では、新しく学長になられた長谷川先生からお話を伺いました。中でも、都城に行って初めて高鍋の、特に下宿やアパートの管理人さんたちの思いやりの心に気づいたという話をされました。また、跡地利用について、本町の発展につながるように活用したいとの話でした。

以上、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第52号高鍋町税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第52号高鍋町税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。議案第54号高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

総括質疑で明らかになったことは、車などのリース関係を年度ごとの契約にすると、事務量の関係で省略化したいということが明らかになりました。確かに長期的契約を結ぶことは、事務的に見ても有意義なことかもしれませんが、これまで引き継ぎ事項などについて事務ミスが幾らか見受けられました。その問題は、単に忘れていただけにとどまらず、しっかりした事務管理ができていなかったことによる出費でもありました。債務負担行為についても同様です。

このことから考え、きちんとした引き継ぎが確保、保障されるのなら、やむを得ないこ

とだと考えますが、現在ではまだ不安がよぎります。長期契約をすることによるメリットとデメリットを考えたとき、今はまだデメリットがより多いと判断し、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第54号高鍋町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決をされました。

次に、議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論を行います。

この案件には、機構改革による事務処理上の不具合を改善することや、交通安全整備に関する事業がなくなっても、地域活力基盤整備事業を取り入れるなど、さまざまな予算を確保し、道路改良などを行い、住民に喜んでいただける町づくりを推進するものなどもあります。エコクリーン問題については、何らの解決策が見出せないまま貸付金という根拠のないお金を出さざるを得ない状況、学校の整備は遅々として進まない中、スポレク祭については職員の時間外が400万円も提案されています。確かに40人もの職員が一同に日曜出勤となれば、休みもとりにくい状況下にあるとは思いますが、代休消化などをすれば時間外を低く抑えることができるとは考えますし、ボランティアの活用もしっかりと求める必要があります。その際、ボランティアは何もないのに職員や携わる役員には何らかの報酬が予定されていたら、その格差に住民はがっかりするでしょう。そのようなことを考えたとき、全部の事項に職員のボランティアを求めるものではありませんが、住民と同じ目線で公平・公正な町づくりを考えておられる町長でありますので、よく思慮していただきたいと思います。

よって、私は反対といたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本案に対する各委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第55号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）については委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第53号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

○議長（後藤 隆夫） 日程第4、議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第7、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 17番。おはようございます。特別委員会に審査を付託されました4議案につきまして、審査の経過及び結果について報告いたします。

審査の日程は、6月10日、1日間であります。第3会議室におきまして、議長を除く、それと池田議員が体調不良のため欠席をいたしております。ほか特別委員会委員全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明及び資料の提出を求め、審査を行いました。

まず、議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正の主なものは、税率等の改正と介護納付金分の限度額の認定、また2割軽減対象世帯の一律軽減への改正であります。

条文に沿っての説明があり、第2条で介護納付金賦課限度額を9万円から10万円に引き上げ、第3条から第7条までで基礎課税分の均等割、平等割を2万1,000円から2万4,000円に、所得割率を7.1%から8.9%に、後期高齢者支援金分の均等割、平等割を6,000円から9,600円に所得割を2.1%から3.9%にそれぞれ引き上げる改正がされております。

介護納付金分につきましては、改定はないとのことでした。

23条の第1項は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の7割、5割、2割、減額金額の規定ですが、その計算の基礎となるそれぞれの均等割、平等割の額が変わったものについて、その分、軽減額も引き上げる改定がなされました。

23条第2項ですが、これまでは2割軽減対象世帯について、全額負担能力のある層との境界線上にある層であり、課税時点でその負担能力があると認められる場合や本人が減額を必要としない場合は、2割減額の対象としないとされてきました。現実には当町には該当者がいなかったとのことですが、この条文規定を削除して、7割、5割と同様に、2割軽減についても一律に軽減対象とすることの改正がなされております。また、地方税法の改正で所得の控除新設や課税計算上の特例の創設が行われたことに伴い、国民健康保

除税条例もその課税計算上の所得判断や計算過程での必要な改正を加えるため、それぞれの条文の改定がなされています。

その他、条文と項番号の整理による必要な改定がされていることの説明がありました。

委員から、それぞれ軽減世帯数は何世帯かとの質疑に、7割、5割、2割の順に基礎課税分及び後期高齢者支援分が848、220、488世帯で、介護納付金分が402、114、269世帯であると答弁がありました。

また、特に若年層の離職者などについて国保加入が増えると思われるが、その動向調査はしているか、その若い方たちの税の納付について、自治体としてどう対応できているのかに対し、住民税の申告等の時点で判明する方以外の全体の動向については、調査は不可能であるが、納税相談などで可能な限り手を尽くす対応をとっているとの答弁でした。

また、子供のいる国保滞納世帯に対し、義務教育以下の子供に対しては自治体からの配慮があることの説明をしっかりとってほしい旨の要請がありました。

以上、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税について、一般会計からの財政安定化相当分の繰り入れ及び繰越金の投入により税額の急激な上昇を抑制したことによる減額であります。

療養給付費等交付金は、国保税のうち退職被保険者保険税を減額した同額が、社会保険診療報酬支払基金から交付されることによる増額であります。繰入金は、人事異動に伴う人件費の調整及び税額は抑制するための増額であります。繰越金は、平成20年度からの繰越金であります。

次に、歳出ですが、総務費につきましては、人事異動に伴う人件費の減額、保険給付費、後期高齢者支援金等、及び介護給付金は、補正はなく、保険税の減額に伴う財源調整であります。

諸支出金の交付金返還金は、高齢者受給者証を再交付にかかわる事務経費が見込みより少なかったため、減額するものであります。

委員からの質疑で、療養給付費を下げるための努力はに対し、機構改革により保険、医療、福祉の体制ができた。3部門連携して国保運営健全化計画にある取り組みの方針を具体的に進める。国保の相互扶助の考え方を周知するような取り組みはに対し、広報紙の発行のほか、出前講座や各種団体の会合等でも啓発を行っていくとの答弁でございました。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の一般会計繰入金は、社会保険診療報酬支払基金からの平成20年度医療費交付金を実績に基づいて一般会計から繰り入れて返還するために増額するもので、同額が歳出に計上されることとなります。

返還の原因は、交付申請等に計上していなかった第三者納付金収入があったことによるものでございます。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の繰越金は、平成20年度の純繰越金であります。これは後期高齢者医療広域連合納付金のうちの留保金5%と平成12年4月以降の20年度保険料を合わせて21年度の支払い財源として繰り越すものでございます。

歳出は、同額を増額するものでございます。

審査の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました4議案の結果報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略をいたします。

これから1議案ごと討論、採決を行います。

まず、議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

ただ単純な考えとして、保険税が引き上げられる提案には反対するものです。

しかし、補正予算には私は賛成しましたので、矛盾するかもしれませんが、住民の健康に関する努力と借入れを行ってでも少しでも保険税を引き上げない執行部の努力には賛成できたからです。住民の立場で引き上げに反対することで討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第56号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第57号平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第58号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。10分から再開をしたいと思います。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

日程第8. 請願第2号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第8、請願第2号町道楠木三線の道路改良に関する請願を議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の請願審査結果報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 14番。産業建設常任委員会に付託されました請願第2号町道楠木三線の道路改良に関する請願は、産業建設委員全員と建設管理課長、課長補佐、紹介議員の8名で現地調査を行い、第3委員会室で審査を行いました。

請願書と19年10月に提出された要望書を検討いたしました。現地の状況は、木城線から入る出入り口付近は、左右の見通しが悪い。出入り口のそばに鳥居がある。南側から入ると、でこぼこの砂利道で排水路が二、三十メートルぐらいあります。南側から木城線L型の町道です。L型の北側が川田公民館です。この町道に面している住宅は二、三件あります。

質疑に入り、緊急性がない、必要性がない、交通量が少ない、排水溝を設け、拡幅しないで舗装する、町の財政も緊迫しているとのことで、産業建設常任委員会は、請願第2号を全員一致で不採択と決しました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。平成19年度の要望書ということが今報告の中にありましたけれども、平成19年に出された要望書と今回の請願とどのような内容なんでしょうか、そこが相違点があれば相違点を教えていただきたいと思うし、一緒のものなのか、そここのところをぜひ答弁していただきたいと思います。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） はい。要望書のほうは、現状の状態の舗装をするということです。請願書のほうは、拡幅して舗装したいということでもあります。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。それなら、拡幅ということであるならば、当然4メートル以上ということは御存じだったんじゃないかなと思うんですけども、4メートルにする場合、やはりどうしても一般質問で委員長がされましたけれども、やっぱり車が離合できないとか、そういうこともあると思いますけど、それだけ利用頻度がどうもないというような報告だったんですけども、利用頻度について、要するに請願をされた方、または紹介議員なりが利用頻度についての調査をなされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 利用頻度の調査というのはちょっとしていませんけど。（「紹介議員にも聞かれましたか」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 委員長、春成勇議員。答弁をするときには、挙手をして、議長の許可を得てから答弁をしていただきたい。（「はい」と呼ぶ者あり）委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 紹介議員からそのことはちょっと聞いておりません。（「利用頻度の調査をしたのかという質問があったでしょう」と呼ぶ者あり）（「やっぱりしてない」と呼ぶ者あり）（「それはしていませんという」と呼ぶ者あり）

していません。(発言する者あり)

○議長(後藤 隆夫) ほかに質疑はありませんか。16番、時任伸一議員。

○16番(時任 伸一君) 16番。この問題は、私、紹介議員なんですが、非常に現場を産建の皆様と一緒に見たところ(発言する者あり)できないの(「討論は可能だと思いますけど」と呼ぶ者あり)討論ですか、ああ、そうか。そんなら、わかりました。

○議長(後藤 隆夫) 10番、岩崎信也議員。

○10番(岩崎 信也君) 10番。今回、拡幅という新しい提案がなされたとお聞きしましたが、拡幅に対して地区住民の土地の提供があったということでしょうか。

○議長(後藤 隆夫) 委員長。

○産業建設常任委員会委員長(春成 勇君) 提供はまだ聞いておりません。

○議長(後藤 隆夫) 10番、岩崎信也議員。

○10番(岩崎 信也君) 10番。提供がないままに拡幅の請願が出ているんでしょうか。(発言する者あり)(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 隆夫) 暫時休憩します。

午前11時17分休憩

.....
午前11時17分再開

○議長(後藤 隆夫) 委員長。

○産業建設常任委員会委員長(春成 勇君) 土地の提供は聞いておりません。

○議長(後藤 隆夫) 10番、岩崎信也議員。

○10番(岩崎 信也君) 10番。というと、この請願は町に土地の買収をした上での拡幅をねらっていると解釈するべきものなんでしょうか。

○議長(後藤 隆夫) 委員長。

○産業建設常任委員会委員長(春成 勇君) これで見てみますと、そのとおりだと思いますけど、拡幅と用地まで入ると思います。(「確認をせんでいいとか。副委員長と確認をせにゃいかん、答弁は」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 隆夫) 暫時休憩します。

午前11時19分休憩

.....
午前11時21分再開

○議長(後藤 隆夫) 委員長。

○産業建設常任委員会委員長(春成 勇君) 土地提供はないということで。

○議長(後藤 隆夫) 7番、柏木忠典議員。

○7番(柏木 忠典君) 7番。19年度の10月22日付で要望書、この問題の要望書というのが立派なものが出ているわけですね。これは現状のままでいいということで早急ということで。この請願書を見てみますと、やっぱり早急に実施しなきゃいけないという

ことだと思いますが、この請願の内容とまた違っているわけですね、要望書と請願ですね。そういうことを含めて産業建設のほうは否決をされたというふうに思いますけれども、そこあたりの経緯をお知らせ願いたい。

- 産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） えーと、先ほど。
- 議長（後藤 隆夫） 委員長、手を挙げて。（「はい」と呼ぶ者あり）委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 先ほど報告しましたように、この要望書と請願書ですかね、これがやっぱりちょっと内容が違うという感じは受けましたので、それで採決といたしました。
- 議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。
- 7番（柏木 忠典君） 7番。この請願から見ましても、早急にということですが、私たちもこの状況を見まして、早急にしなきゃいけない状況かなと思うわけですが、現状のままで舗装するとか、早くこれを解決してほしいとか、そういう住民の要望というのもたくさんあると思いますが、そこあたりを十分に酌まれて産業建設の方はこういう結果を出されたのかどうか、お尋ねしたい。
- 議長（後藤 隆夫） 委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 私の意見なんですけど（「自分の意見は言われんよ」と呼ぶ者あり）済みません。
- 議長（後藤 隆夫） 暫時休憩します。ここでしばらく休憩をします。30分から再開いたします。

午前11時24分休憩

.....

午前11時30分再開

- 議長（後藤 隆夫） 再開いたします。
委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 請願書と要望書のやっぱり内容がちょっと不明ということと、それと工事費が最低500万円から600万円ぐらいかかるのではないかということをお聞きしました。
それと、執行部が要望書に沿って継続中であるということだと思えます。それでよろしいでしょうか。
- 議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、本案に賛成者の発言を許します。（「何」と呼ぶ者あり）本案に賛成者の発言を許します。16番、時任伸一議員。
- 16番（時任 伸一君） 16番。この紹介議員であります。非常に私もつい議会開催中

に何度か行ったり、また請願者代表の公民館長のお宅にお伺いしましたが、なかなかお仕事があって会えませんでした。詳しいことをなかなか聞けなかったのですが、請願書そのものの、やはり私は少し不備があると思います。結局、19年の要望書と違うということ、それと、例えば土地を提供するというふうな地元の方々の意思はあるようです。ただ、それが文面にどこにも出てない。これでは付託を受けた委員会でもなかなかできないだろうと思います。

ただ、町内には幾つもそういう道路があると皆さんおっしゃっていますが、この場合は木城線という交通量の激しいところ、カーブミラーが1基ありますけど、なかなかあれは出れないですね。あそこは車が使用できません。だから、裏のこの楠木三線を公民館の方々は、やっぱり今の時代は自動車の時代です。皆さん、公民館の寄り合いといえども、結構歩いてこなきゃ、雨が降ったりしたら、特に車であの後ろの線を通っているのが現状だろうと思う。公民館活動のさらなる活発化とか、そういうことを願っておられるようです。

ただ、あの前の道路は一切、恐らく自動車が出る人はもういなくなるでしょう。実際あの前の道路は、県道でありながら歩道も何もありません。ずっとそれが改良される見込みもないというようなことも皆さんおっしゃっています。途中までは、西小の周辺まではきれいに広がってありますが、あれから木城の町に至る間はなかなか、県も予算的に難しいというようなことを地元の方は御存じのようです。

ですから、やはりあの後ろの楠木三線が公民館を利用されるときにはメインの道路になるんだろうなということはよく状況的にわかります。

ですから、私は否決するのではなくて、やっぱり議会に与えられた住民からの請願ですので、何とか継続でも、今後もうちょっと請願の出し直しをしてもらおうとか、地元の意向がよくわかるような請願にして、再度出してもらえるような余裕を与えてほしいと思います。そして、またそういう人との、私自身が紹介人でありながら、なかなかその代表者たる公民館長に会えませんでしたので、まことにこういう事態が起こったことを残念に思っております。

そういうことで私はぜひ本議会として何とか継続なり、そういう方向にしてほしいなど、このように思って賛成討論といたします。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 次に、本案に反対者の発言を許します。2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。建設常任委員会は、これ道路問題で生活道路、道路をどんどんつくってもらいたいですが、正直言って。悪いとこがいっぱいあります。そして、今回の場合は、もう終わりごろになって、平成19年、前の要望書、これが上がっているちゅうのはわかりまして。それと、紹介議員も恐らく最初わからなかったんじゃないんだろうかなちゅう感じがするんですけど、請願で上がってくる前回の、先ほど委員長報告にありましたように、継続中でもあるし、一部ちよっともう進行しているような状況もあるし、なるべくそこ辺と絡み合わせて、そちらのほうを生かすなりして、内容が違うんだったら、

そこ辺を訂正するなりして請願のほうのどっちか一方に絞ってやるとかしないと。片方をどんどん進行、進めておって、あとは議会の請願のほうにかけて加速度アップちゅうような感じもするんですけど。

それから、請願そのものの、そういうあり方ちゅうか、そこ辺もうちょっと慎重に変えて、もう少し地域の人からまた請願を受け付ける場合も、また担当課なり、それをもう少し吟味してから上げていかないと、委員会自体が非常に困るわけですね。今までの例で上げる人は紹介議員ちゅうことで上げましたよと。そして委員会のほうが反対しましたよと。そういう傾向ちゅうのが非常に強いわけです、今までの経験からいくと。

だから、そういうことじゃなくて、もう少しじっくり中身を検討して、どういう状況で上がってきているのか。実際現場、私が建設常任委員長をしているときも、あそこ請願が上がってきたことがあるんですよ。否決された経緯があるんですけど、あそこの参道のほうからも非常に狭くて、私、車が入って今回行ってみたんですけど、非常に桜の木が出て傷つけるんじゃないだろうかちゅうような、そういう状況で。また反対側の住宅を持ちよられる兄弟の方の、あそこの前の道路ですけど、確かに悪いですよ。今までほうちよったのも、これ確かに悪いです。あそこ辺も少し整備するなりしてやらないといけない道路だし、また請願の内容の中に、消防・防災とか、そういうあれが出ていたんですけど、防災だったらなおさら、ああいうところに緊急ときに一般の人たちが避難していったら、あの道路自体が広くても使えなくなるし、非常に危ないわけですよ。

防災面から考えたら、あそこの道路を使わない緊急車両、食料・物資とか、そういう急病人を搬送したりするときのための道路としてあけていて、あの入り口のところにちょっと広い、農家の人の飼料置き場みたいなどこ、ああいうところを確保しとって、逆に一般の車両はそこに置いて公民館のほうは歩いていくとか、そういうふうにししないと、防災的にあれやから道路をよくしてというのは逆ですね、考えからいくと。そういうときはもう緊急車両等入らないような、そういうふうにしていかないと、公民館自体の裏のほうも駐車場は何台か車が置けるようになっているんですけど、入り口も非常に狭いし、そこ辺からやっぱりある程度整備をしていかないと非常に難しい問題じゃないかと思うんですよ。

やっぱり請願としては上がってくるからには、もう少し中を吟味して、それから上げてもらわないと、確かに五、六百万円ぐらいかかるちゅうようなあれだったんですけど、いろんな通行量とか、何人ぐらい通るかとか、一般の私たちもいろいろ要望しているんですけど、そこ辺からいくと、もうちょっと使うところはあるとじゃねえかちゅうような、そういう感じが正直します。別に悪いとか、そういうことを委員会でも反対、先ほども言いましたように、反対しているわけではありません。どんどん道路をやってもらいたい。やってもらいたいけど、そこ辺の優先順位もあるだろうし、状況もあるし、その請願の内容とか、そこ辺もあるだろうし、そこ辺をもう少し吟味してやっていただきたいと思う。

まず採決されるんだったら採決して、賛成多数でいいんですけど。ただ、そこまで見てから、それから賛否をとるような議員であってほしいと思うわけですね。そりゃもう個人

の自由ですから、もうどっちでもいいんですけど。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから請願第2号を起立によって採決をします。この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号町道楠木三線の道路改良に関する請願を採択することに賛成議員は御起立を願います。（発言する者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立少数であります。したがって、請願第2号町道楠木三線の道路改良に関する請願は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第9. 発議第1号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第9、発議第1号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 7番。発議第1号。

提出者、柏木忠典、賛成者、岩崎信也、中村末子、山本隆俊、各議員でございます。

教育予算の拡充を求める意見書について、上記の提案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

読み上げて提案をしたいと、そういうふうに思っています。

教育予算の拡充を求める意見書。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基礎づくりにとって極めて重要なことです。しかしながら、義務教育国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっております。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助、奨学金制度など、教育条件の自治体間格差が広がってきています。また、子供と向き合う時間の確保のための施策と文科省による勤務実態調査であらわれた、極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっております。

現在の社会経済不安の中、貧困と格差は世代間に引き継がれている状況であり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えています。日本の子供に関する公的支出を諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子供にかかわる寄附・拡充など、施策の実施は急務です。

あわせて、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大、固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきております。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

そのためには、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

以上の理由から、義務制第8次、高校第7次教職員定数改善計画を早期に実施し、学校施設整備費、就学援助、奨学金など、教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること、また義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に還元し、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源の確保・充実することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成21年6月17日、提出先、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上であります。よろしく御審議を願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、発議第1号教育予算の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第10. 発議第2号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第10、発議第2号独立行政法人国立病院機構宮崎病院の存続・拡充と、医師・看護師等の増員に関する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 10番。発議第2号独立行政法人国立病院機構宮崎病院の存続・拡充と、医師・看護師等の増員に関する意見書について。

提案者は、高鍋町議会議員、岩崎信也、賛成者、同じく柏木忠典、中村末子、山本隆俊です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

意見書を読ませていただきます。

独立行政法人国立病院機構宮崎病院の存続・拡充と、医師・看護師等の増員に関する意見書。

呼吸器や持続的に吸引が必要などリスクの高い患者を引き受ける病院に限られており、児湯地区では宮崎病院で受ける割合が大半を占めます。

宮崎病院には、障害児（者）の中でも家庭での介護や社会復帰が困難な重症心身障害児（者）が入院されております。重症心身障害児（者）入院患者数120名中、呼吸器装着者5名、経管栄養者17名です。また、障害児B型通園事業や短期入院、定数6床も実施し、在宅児（者）の支援にも努めています。

また、総合医療センター、内科、神経内科、代謝内科、呼吸器科、小児科、放射線科、骨関節センターとして地域の医療機関と連携して、西都、児湯地区の医療の一端を担っています。

しかし、4月より外科医が不在となり、外科の手術ができなくなりました。近隣の病院も外来診療が中心で、手術が必要な患者さんは宮崎市内まで行かなければなりません。緊急を要するときなどとても困りますし、患者、家族の負担は大きなものです。外科医の確保は急務です。

国立病院機構は、2012年で中期計画が終了します。このとき独立行政法人が見直され、廃止・縮小の可能性があります。もし現時点で民営化されると、社会復帰が困難な重症心身障害児（者）の療養の場が失われる可能性があります。今求められているのは、国立病院の廃止、民営化ではなく、テレビや新聞等で報道されている患者のたらい回しなどが起きないようにするためにも、憲法25条で保障されているように、いつでも、どこでも、だれでも安心して医療が受けられるよう、国立病院が地域医療においてもしっかり役割を果たしていくことです。安全・安心の医療体制確立と急速に複雑、高度化する医療内容に対応するためにも、医師の確保が必要です。

記。

1、社会復帰が困難な国立病院機構宮崎病院に入院中の重症心身障害児（者）の療養の場を将来にわたり保証すること。また、地域住民の強い要望である小児救急のネットワークを充実強化すること。そのために国立病院機構の運営費交付金を増額すること。

2、地域住民の医療要求に応え、地域医療を充実するため、不採算分野を担う国立病院機構宮崎病院を存続させること。そのためには、中期目標、中期計画終了時に非特定独立行政法人化しないこと。

3、医師の増員、特に外科医師の確保を行い、安全・安心の医療を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成21年6月17日、提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、発議第2号独立行政法人国立病院機構宮崎病院の存続・拡充と、医師・看護師等の増員に関する意見書の提出については原案のとおり可決をされました。

日程第11. 発議第3号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第11、発議第3号労働環境の整備、改善を図るための関係法令の抜本的な改正を求める意見書の提出について議題といたします。

趣旨の説明を求めます。12番、徳久信義議員。

○12番（徳久 信義君） 発議第3号労働環境の整備、改善を図るための関係法令の抜本的な改正を求める意見書について。

提出者、徳久信義、賛成者、矢野友子、八代輝幸、時任伸一、緒方直樹、後藤隆夫であります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

読むことで説明にかえさせていただきます。

労働環境の整備、改善を図るための関係法令の抜本的な改正を求める意見書。

米国のサブプライムローン問題に端を発する金融危機は、世界的な株価の大幅な下落など、100年に一度と言われる恐慌を引き起し、今や世界経済は景気後退の一途をたどっている。日本は当初その影響は少ないと言われていたが、グローバル化の波は例外なく押し寄せ、世界同時株安という最悪の事態に直面するとともに、急激な円高により今まで日本経済を支えてきた輸出産業が低迷し、その影響ははかり知れず、GDPは戦後最悪の水準となっている。

中でも製造業は、景気悪化による世界的な個人消費の落ち込みにより、自動車を初め、家電製品や一般消費資器材に至るまで減産体制を強いられている。そのため、企業は人件費固定化のリスクを回避するため、雇用調整を始めており、派遣労働者の雇いどめや雇用期間短縮など、昨年末から急激に雇用情勢が悪化し、大きな社会問題となったことは周知の事実である。

また、ことしに入ってから大手企業が非正規労働者だけでなく、正社員の削減を相次いで発表するなど、雇用調整の強化を打ち出しており、国民の労働環境は一段と厳しさを増し、失業者は増える一方である。特に若者の失業はまさに深刻であり、世代間の知識や

技術の継承を絶つこととなり、将来の日本経済の弱体化を招くとともに、社会保障の崩壊につながりかねないゆゆしき事態である。

よって、国会並びに政府においては、平成21年5月29日に成立した平成21年度補正予算による早急な景気の回復を目指すとともに、引き続き弱者切り捨てとならないような雇用環境の整備と改善を図るため、関係法令の抜本的な改正を要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年6月17日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号労働環境の整備、改善を図るための関係法令の抜本的な改正を求める意見書の提出については原案のとおり可決をされました。

日程第12. 発議第4号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第12、発議第4号物価に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。お昼になりましたが、もう少しおつき合いいただきたいと思っております。

発議第4号物価に見合う年金引き上げを求める意見書について。

提出者、高鍋町議会議員、中村末子、賛成者、柏木忠典、岩崎信也、山本隆俊の各議員でございます。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

今、この文章の中で、中ほどでございますが、「派遣切りなど」というところが「など」になっておりますので、そこを書き直しを、訂正を求めたいと思っております。

今やアメリカの国際的投資資金ヘッジファンドなどによる100年に一度の大不況が本
当に私たち地方自治体も直撃している状態です。

そんな中で、政府は物価に見合う年金をスライドすると言いながら、なかなかその実現
がなされていないのが現実です。今、年金を受給されている方、団塊の世代の方々は
65歳から、5年間の年金受給がないという状態も続いているところでございます。

また、そんな中で年金を受給していても、その年金がさまざまな保険料などを差し引か
れての支給であるために、やむなく貯金を取り崩して、また子供から仕送りを受けてなど、
年金受給者の本当に生活は大変な思いをされているのが現実です。年金を受給するよりも、
生活保護を申請したほうがもっともらえる、そういった社会状況に直面している年金受給
者にとって、物価スライドをしっかりと行っていただくことは喫緊の課題でございます。

そんな中で2つの点を記して意見書の要請をしたいと思います。

- 1、物価高騰に見合う年金の引き上げを行うこと。
- 2、その際、無年金者、低年金者に生活支援金を上乘せして行うこと。

以上2点についても、地方自治法第99条により下記に意見書を提出したいと思います。
提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣の各大臣でございます。宮崎県児湯
郡高鍋町議会として出したいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員
は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、発議第4号物価に見合う年金引
き上げを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第13. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第13、閉会中における議会広報編集特別委員会活動に
ついてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第14. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第14、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第15. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第15、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

○町長（小澤 浩一君） ごあいさついたします。本当に6月議会提案いたしましたすべての議案、慎重審議していただきまして可決いただきまして、本当にありがとうございました。私たち執行部といたしましても、これに基づいて行政運営をしっかりと頑張りたいと思います。

また、議員の皆様にもいろいろと御助言をいただきまして、よりよい行政ができますことを祈念しまして、ごあいさついたします。本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。

○議長（後藤 隆夫） これで平成21年第2回高鍋町議会定例会を閉会をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後0時07分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員